

鳥取県医師養成確保奨学金（一般貸付枠） 令和7年度募集要項

県内における医師の確保を図るため、将来、県内の病院等において医師の業務に従事しようとする学生に対し、修学上必要な資金を貸し付ける「鳥取県医師養成確保奨学金制度」について、令和7年度貸付希望者を下記のとおり募集します。

記

1 募集内容

(1) 借受者の資格

下記ア～ウの要件を全て満たす者

ア 大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者であること。

＜鳥取大学の学生の場合＞出身地・卒業高校の所在地を問わない。

＜鳥取大学及び自治医科大学以外の県外大学の学生の場合＞鳥取県内の高校卒業者に限る。

＜自治医科大学の学生の場合＞鳥取県枠の入学者（R5年度以降）に限る。

イ 医師免許取得後、直ちに県内の病院等（知事が指定するものに限る。）において医師の業務に従事しようとするもの（自治医科大学生にあつては、知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするもの）であること。

ウ 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。

（注）ここでいう「同種類の奨学金」とは、卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む。）を有する奨学金・貸付金のことです。

したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認めるものとします（ただし、「鳥取県育英奨学資金（大学等奨学資金）」については、併給は認められません。）。

※「自治医科大学医学部奨学資金」については、併給を認めるものとします。

(2) 貸付人数 ＜自治医科大学以外の学生＞5名以内
 ＜自治医科大学の学生＞3名以内

(3) 奨学金の額・貸付条件等

①奨学金の額	月額10万円	
②貸付期間	令和7年4月から大学を卒業する日の属する月まで(正規の履修期間における卒業月までの月数まで)	
③貸付方法	原則として、毎年度、前期及び後期の2回（それぞれ6月分ずつを貸付け）	
④貸付利率	無利子	
⑤連帯保証人	1人 ※貸付希望者の父母又はこれに代わって債務を保証する者。	
⑥保証人	1人 ※連帯保証人と別生計の者に限る。	
⑦貸付の条件	鳥取大学生の場合	鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。ただし、災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該カリキュラムを受講できない場合は、この限りでない。
	県外大学生及び自治医科大学生の場合	県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。ただし、県が当該研修を実施しなかった場合又は災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該研修を受けることができない場合は、この限りでない。
⑧臨床研修	県内病院が管理を行う臨床研修に限定（マッチング参加） 自治医科大学生にあつては県が個別に調整して決定（マッチング不参加）	

(4) 奨学金の返還・返還免除

① 奨学金の返還	奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等においては、1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。	
② 奨学金の返還免除	「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例」の定めるところによる。	
	免除の条件	免除の範囲
	ア 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間)以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」という。)を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、免除条件期間以上、指定病院等において常勤医師(当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に従事したとき(自治医科大学を卒業した者にあつては、自治医科大学を卒業した日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間)以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して医師養成確保奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(その期間が6年を超えるときは6年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは知事その都度定める期間とする。)を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務(医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあつては、当該研修)に従事したとき)。 【返還猶予期間】※自治医科大学生には適用なし 奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間(最大9年) (鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合は、更に最大3年延長できる。) 【返還免除条件期間】 奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間の1.5倍に相当する期間(最大6年)以上 (県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間は、最大2年(貸付期間が1年のときは1年)を勤務期間に含めることができる。) (鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合、下記勤務期間を免除条件に含めることができる。)※自治医科大学生については適用なし ○小児科(脳神経小児科を含む)・産科・救急科・精神科・外科・整形外科の場合・・・最長3年 ○放射線治療専門医、がん薬物療法専門医又は感染症専門医を取得するための業務又は当該専門医として業務に従事した場合・・・最長3年 ○上記科以外の場合・・・最長1年(ただし知事が特に認める場合は3年まで可)	債務の全部
	イ アの業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業	

	イ アの業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部 又は一部

参考）返還猶予期間と返還免除条件期間

申請時の学年	奨学金の貸付上限月数	返還猶予期間＊１	返還免除条件期間＊２
１年生	７２月	９年	６年
２年生	６０月	９年	６年
３年生	４８月	９年	６年
４年生	３６月	７．５年	４．５年
５年生	２４月	６年	３年
６年生	１２月	４．５年	１．５年

＊１ 県内で臨床研修を行うこと（必須）で、返還猶予期間が追加で２年延長します。鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合は、更に最大３年延長できます。

なお、自治医科大学生については、「返還猶予期間」の適用はありません。

＊２ 県内の病院が管理を行う臨床研修を受けることが必須ですが、当該期間の２年（貸付期間が１年のときは１年のみ）は返還免除条件期間に含まれます。

＊３ 鳥取大学医学部附属病院に勤務する場合は、下記勤務期間（最大３年）を免除条件期間に含めることができます。（自治医科大学生については、本規定の適用はありません。）

○小児科（脳神経小児科を含む）・産科・救急科・精神科・外科・整形外科の場合・・・最長３年

○放射線治療専門医、がん薬物療法専門医又は感染症専門医を取得するための業務又は当該専門医として業務に従事した場合・・・最長３年

○上記以外の場合・・・最長１年（ただし知事が特に認める場合は３年まで可）

（５）その他

貸し付けに係る規定の詳細については、「鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則」を御確認ください。

鳥取県例規検索システム http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_menu.html

２ 募集締切 令和７年６月６日（金） ※必着

３ 申請方法

下記（１）～（７）の書類を、下記５の送付先まで簡易書留により郵送してください。

※自治医科大学生は、（１）と（２）のみ送付ください。（普通郵便も可とします）

- （１）奨学金貸付申請書（様式第１号）
- （２）誓約書（様式第２号）
- （３）在学証明書
- （４）推薦書（在学大学の学部長又は学科長が発行するもの。様式あり）
- （５）直近の成績証明書（申請者が１年生である場合は高等学校の発行する成績証明書）
- （６）鳥取県の地域医療について考えることを記載した小論文（８００字以内）
- （７）自己紹介書（様式あり）

４ 選考の方法

- ・提出された書類及び面接により選考します。 ※自治医科大学生は、面接は行いません。
- ・面接の詳細は、おって申請者に連絡します。

《面接日時（予定）》令和７年６月２２日または２９日（いずれも日曜）午前１０時から正午

※面接日時等は変更することがあります。その場合には応募者に個別連絡します。

※面接は、奨学金貸付申請書の受付順に実施します。

（ただし、遠隔地からの受験者の事情を考慮し、面接の順番を調整する場合があります）。
《面接場所（予定）》鳥取県庁（鳥取市東町一丁目２２０番地）

5 申請書類の送付先、問合せ先

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1-220

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課医療人材確保室 濱崎

電 話 0857-26-7195

ファクシミリ 0857-21-3048

電子メール ishikakuho@pref.tottori.lg.jp